

# 令和3年度 第2回富山県私立学校審議会

日 時：令和4年3月24日（木）

15：30～17：00

場 所：富山県民会館 701号室

## 次 第

### 1 諮問事項

- (1) 学校法人高岡第一学園福岡ひばり幼稚園の廃止の認可について
- (2) 富山県中央自動車学校設置者変更の認可について
- (3) 富山中部自動車学校設置者変更の認可について

### 2 意見を伺う事項

- (1) 富山県私立学校審議会運営内規（案）について

### 3 その他

#### 【配付資料】

資料 No. 1 学校法人高岡第一学園福岡ひばり幼稚園の廃止の認可について

資料 No. 2 富山県中央自動車学校設置者変更の認可について

資料 No. 3 富山中部自動車学校設置者変更の認可について

資料 No. 4 富山県私立学校審議会運営内規（案）について

参考資料 1 私立学校法（抜粋）、学校教育法（抜粋）

参考資料 2 子ども・子育て支援新制度への移行状況について

参考資料 3 富山県私立学校審議会規程

令和3年度 第2回富山県私立学校審議会 座席表

日時：令和4年3月24日(木)

15:30~17:00

場所：富山県民会館 701号室

中田 正幸 会 長

議 長
-----

里見 治美  
委員

須田 英克  
委員

坪池 宏  
委員

野口 教子  
委員

前川 俊朗  
委員

井上 春枝  
委員

上田 雅裕  
委員

喜田 裕子  
委員

久郷 慎治  
委員

黒崎紫抄代  
委員

入 口
--------

--	--	--

藤井係長

武隈次長

掃本課長

穴田主幹

--	--	--

事 務 局

報道関係席・一般傍聴席

# 富山県私立学校審議会委員

令和4年3月24日現在

氏名	現職	備考
井上春枝	(学)本願寺学園徳風幼稚園副園長 富山県私立幼稚園・認定こども園協会理事	
上田雅裕	(学)鷹寺学園理事長 認定こども園太閤山あおい園長 富山県私立幼稚園・認定こども園協会理事 富山県私立幼稚園・認定こども園振興会理事長 富山県私立幼稚園・認定こども園退職金社団理事長	
河合敦夫	(学)富山第一高等学校理事長 富山県私学振興会理事長 富山県私学退職金社団理事長	
喜田裕子	富山大学人文学部教授	
久郷慎治	富山経済同友会常任幹事 (株)久郷一樹園代表取締役社長	
黒崎紫抄代	元監査委員事務局長 (学)富山国際学園事務局長・常務理事	会長代理
里見治美	(学)富山音楽院理事長 富山県専修学校各種学校連合会監事	
須田英克	(学)神通学館理事長 富山県私立中学高等学校協会会長 富山県私学振興会理事	
坪池宏	富山県教育委員会 教育次長	
中田正幸	前富山国際大学附属高等学校長 前富山県私立中学高等学校協会副会長 元富山県教育委員会教育次長	会長
野口教子	(学)高岡第一学園 高岡法科大学副学長 法学部教授	
前川俊朗	(学)高南学園理事長 富山県専修学校各種学校連合会理事	

以上12名

富山県私立学校審議会

会 長 中 田 正 幸 殿

富山県知事 新田 八郎



## 私立幼稚園の廃止認可等について（諮問）

このことについて、下記のとおり認可申請があったので、私立学校法第8条第1項及び同法第64条第1項において準用する同法第8条第1項の規定により、認可の適否について意見を求めます。

## 記

事 項	申 請 者	認可の 根拠規定
高岡第一学園福岡ひばり幼稚園の 廃止認可について (廃止時期) 令和4年3月31日	高岡市福岡町江尻 50-5 学校法人高岡第一学園 理事長 川原 修平	学校教育法 第4条第1項
富山県中央自動車学校設置者変更 の認可について (変更時期) 認可の日から	富山市婦中町田島 1122 番地 (旧設置者) 尾定 勉 (新設置者) 宮前 宏司	学校教育法第134条第 2項において準用する 同法第4条第1項
富山中部自動車学校設置者変更の 認可について (変更時期) 認可の日から	富山市町村 59 番地 (旧設置者) 野村 實 (新設置者) 野村 栄一	学校教育法第134条第 2項において準用する 同法第4条第1項

## 高岡第一学園福岡ひばり幼稚園の廃止の認可について

1 学校の名称	高岡第一学園福岡ひばり幼稚園
2 位置	高岡市福岡町江尻 50-5
3 廃止の時期及び理由	令和 4 年 3 月 31 日 (理由) 令和 4 年 4 月 1 日から幼保連携型認定こども園へ 移行予定のため
4 設置者名	学校法人高岡第一学園 (理事長) 川原 修平
5 園長名	川原 修平
6 生徒の処置	} 移行する幼保連携型認定こども園に引継ぐ
7 教職員の処置	
8 指導要録等の引継ぎ	
9 資産の処置	
備考	

## 富山県中央自動車学校の設置者の変更認可について

1 学校の目的	本校は、教育基本法および学校教育法に従って、自動車に関する基礎知識並びに操縦の技能を教育して、交通運輸の要請に応ずることを目的とする。																										
2 学校の名称	富山県中央自動車学校																										
3 位置	富山市婦中町田島1122番地																										
4 変更の時期及び理由	(時期) 富山県知事認可の日から (理由) 旧設置者の辞任表明のため																										
5 設置者名	<p>(新) 宮前 宏司 (旧) 尾定 勉</p> <p>※設置者が個人の場合教育に関する職見を有し、かつ、各種学校を運営するにふさわしい者(各種学校規程第14条第2項)</p> <p>新設置者は、平成9年6月より(株)富山自動車研究所取締役として富山県中央自動車学校の運営に携わっており、各種学校の設置者たる要件を十分に満たすと判断できる。</p>																										
6 校長名	平澤 由雄																										
7 経費及び維持の方法	教習生が納める、入学金、授業料等により運営する。																										
8 学科別修業年限及び生徒定員	<table border="1" data-bbox="464 1122 1433 1464"> <thead> <tr> <th>課程・学科名</th> <th>教習期間</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車操縦課程 普通一種科</td> <td>9ヶ月</td> <td>1100</td> </tr> <tr> <td>自動車操縦課程 自動二輪科</td> <td>9ヶ月</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>自動車操縦課程 大型一種科</td> <td>9ヶ月</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>自動車操縦課程 中型一種科</td> <td>9ヶ月</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>自動車操縦課程 準中型科</td> <td>9ヶ月</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>自動車操縦課程 大型特殊一種科</td> <td>3ヶ月</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>自動車操縦課程 普通二種科</td> <td>9ヶ月</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>			課程・学科名	教習期間	定員	自動車操縦課程 普通一種科	9ヶ月	1100	自動車操縦課程 自動二輪科	9ヶ月	200	自動車操縦課程 大型一種科	9ヶ月	65	自動車操縦課程 中型一種科	9ヶ月	20	自動車操縦課程 準中型科	9ヶ月	20	自動車操縦課程 大型特殊一種科	3ヶ月	90	自動車操縦課程 普通二種科	9ヶ月	10
課程・学科名	教習期間	定員																									
自動車操縦課程 普通一種科	9ヶ月	1100																									
自動車操縦課程 自動二輪科	9ヶ月	200																									
自動車操縦課程 大型一種科	9ヶ月	65																									
自動車操縦課程 中型一種科	9ヶ月	20																									
自動車操縦課程 準中型科	9ヶ月	20																									
自動車操縦課程 大型特殊一種科	3ヶ月	90																									
自動車操縦課程 普通二種科	9ヶ月	10																									
9 備考	1 設置認可年月日 昭和39年3月26日																										

## 富山中部自動車学校の設置者の変更認可について

1 学校の目的	本校は、教育基本法および学校教育法に従って、自動車に関する基礎知識並びに操縦の技能を教育して、交通運輸の要請に応ずることを目的とする。														
2 学校の名称	富山中部自動車学校														
3 位置	富山市町村59番地														
4 変更の時期及び理由	(時期) 富山県知事認可の日から (理由) 旧設置者の逝去のため														
5 設置者名	(新) 野村 栄一 (旧) 野村 實														
※設置者が個人の場合 教育に関する職見を有し、 かつ、各種学校を運営する にふさわしい者 (各種学校規程第14条第2 項)	新設置者は、校長として富山中部自動車学校の運営に携わっており、各種学校の設置者たる要件を十分に満たすと判断できる。														
6 校長名	野村 栄一														
7 経費及び維持の方法	教習生が納める、入学金、授業料等により運営する。 不足が生じた場合は設置者の負担となる。														
8 学科別修業年限及び生徒定員	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課程・学科名</th> <th>教習期間</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車操縦課程 普通自動車</td> <td>9ヶ月</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>自動車操縦課程 大型二輪車</td> <td>9ヶ月</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>自動車操縦課程 普通二輪車</td> <td>9ヶ月</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>			課程・学科名	教習期間	定員	自動車操縦課程 普通自動車	9ヶ月	400	自動車操縦課程 大型二輪車	9ヶ月	40	自動車操縦課程 普通二輪車	9ヶ月	60
課程・学科名	教習期間	定員													
自動車操縦課程 普通自動車	9ヶ月	400													
自動車操縦課程 大型二輪車	9ヶ月	40													
自動車操縦課程 普通二輪車	9ヶ月	60													
9 備考	1 設置認可年月日 昭和39年6月22日														

## 富山県私立学校審議会運営内規（案）

## （目的）

第1条 この内規は、富山県私立学校審議会規程第15条に基づき、非常時の富山県私立学校審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## （会議の成立）

第2条 予測不能な非常事態が発生したとき、あるいは委員からの申し出があった場合は、審議会への出席について通信会議（Web会議、テレビ会議等をいう。）を認めるものとする。

## （会議の中止又は延期）

第3条 予測不能な非常事態が発生したときは、会長の判断により、開催を予定していた審議会を中止又は延期することができる。

## （書面協議）

第4条 前条に規定する場合において、富山県知事からの諮問に対する答申を行うべき期日までに、再度審議会を開催することができない場合は、会長の判断により、委員の意見を書面で徴取することで、審議に替えることができる。

## （答申）

第5条 前条に規定する場合において、会長は、私立学校法（昭和24年法律第270号。以下「法」という。）第15条の規定により議決に加わることのできない委員（以下「除斥委員」という。）を除く委員の過半数の一致した意見をもって、可否同数の場合は議長の決するところにより、審議会の意見とすることができる。

## （雑則）

第6条 この内規に定めるもののほか、非常時の審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

この内規は令和4年3月 日から施行する。



## ○私立学校法 (抜粋)

(昭和二十四年十二月十五日法律第二百七十号)  
最終改正：令和元年六月一四日法律第三十七号

(私立学校審議会等への諮問)

第八条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

(第2項略)

(議事参与の制限)

第十五条 私立学校審議会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己の関係する学校、専修学校、各種学校、学校法人若しくは第六十四条第四項の法人に関する事件については、その議事の議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない。

(私立専修学校等)

第六十四条 第五条、第六条及び第八条第一項の規定は私立専修学校及び私立各種学校について準用する。この場合において、私立専修学校について準用する第八条第一項中「学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項」とあるのは「学校教育法第三百十条第一項の都道府県知事の権限又は同法第三百三条第一項において読み替えて準用する同法第十三条第一項の都道府県知事の権限」と読み替え、私立各種学校について準用する第八条第一項中「学校教育法第四条第一項」とあるのは「学校教育法第三百四条第二項において読み替えて準用する同法第四条第一項」と読み替えるものとする。

(第2～4項略)

5 第三章の規定(同章に関する罰則の規定を含む。)は、前項の法人に準用する。この場合において、同章の規定中「私立学校」とあるのは、「私立専修学校又は私立各種学校」と読み替えるものとする。

(第6～7項略)

## ○ 学校教育法 (抜粋)

(昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号)  
最終改正：令和元年六月二六日法律第四十四号

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項(次条において「設置廃止等」という。)は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の通常の課程(以下「全日制の課程」という。)、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程(以下「定時制の課程」という。)及び通信による教育を行う課程(以下「通信制の課程」という。)、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣

二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会

三 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

(第二号～五号略)

第三百十条 国又は都道府県が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止(高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。)、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

(第二号～四号略)

# 子ども・子育て支援新制度への移行状況について

## 1. 私立幼稚園等の新制度移行の推移

		H⑩移行		R①移行		R②移行		R③移行		R④移行		R④未		
		幼から		幼から		幼から		幼から		(予定)	幼から	(見込)	幼から	
新制度移行	認定こども園	幼保連携型	8 (3)	9 (2)	9 (2)	5 (2)	5 (1)	117 (32)						
		幼稚園型	1 (1)	4 (4)	0 0	1 (1)	0 0	7 (7)						
		保育所型	3 -	0 -	3 -	- -	- -	9 -						
	幼稚園のまま		2 (2)	4 (4)	3 (3)	0 0	0 0	8 (8)						
	保育所		保育所は全て新制度へ移行										45	-
	私立幼稚園 (私学助成等)		15	8	5	4	3	3						

  

幼保連携 (市町村別)		
富山	63	(15)
高岡	20	(7)
魚津	6	(0)
氷見	2	(1)
滑川	4	(4)
黒部	2	(0)
砺波	5	(1)
小矢部	3	(0)
南砺	2	(2)
射水	5	(1)
舟橋	1	(0)
立山	2	(1)
上市	2	(0)
入善	0	-
朝日	0	-

※新制度移行園数には保育所からの移行分を含み、( )は幼稚園からの移行分(内数)

※新制度移行後に他類型に移行した園もある(H⑩未見込で調整)

## 2. 私立幼稚園等の類型

	新制度			従前どおり
	認定こども園		幼稚園の まま移行	幼稚園
	幼保連携型	幼稚園型		
法的性格	学校 かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所機能)	学校	学校
設置主体	学校法人 社会福祉法人	学校法人	学校法人	学校法人
認可・認定	都道府県 ※1 中核市	都道府県 ※2 中核市	都道府県	都道府県
財政措置	施設型給付(市町村)が基本 私学助成(特別補助の一部)			施設等利用給付 私学助成(一般・特別)
利用者負担 (保育料)	0円			0円

※1 幼稚園からの移行には、幼稚園の廃止認可と幼保連携型認定こども園の設置認可が必要

※2 幼稚園からの移行には、認定こども園としての機能を有することの認定が必要

# 富山県私立学校審議会規程

第1条 この規程は、私立学校法（昭和24年法律第270号）（以下「法」という。）第17条の規定により、富山県私立学校審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 会長の互選は、無記名投票で行い、最多数を得た者をもって当選人とする。

2 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、くじで定める。

3 委員中に異議がないときは、第1項の規定による互選は、指名推薦の方法を用いることができる。

第3条 会長の任期は、2年とする。

2 会長が欠けるにいたったときは、前条の互選は次の会議において行う。

第4条 会長に事故ある時、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ審議会の議を経て指定した委員（以下「会長代理」という。）がその職務を代理する。

第5条 委員又は会長を辞職しようとするときは、会長（会長にあっては会長代理）を経て辞職願を知事に提出しなければならない。

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 前項の招集は、招集の日時・場所及び議題を記載した委員に対する告知により行う。

第7条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

第8条 審議会に出席することができない委員は、開会時刻までにその旨を会長に届け出なければならない。

第9条 会長は、会議の議長となる。

2 審議会が成立しない場合若しくは故障により会議を開くことができない場合において緊急の必要があると認めるとき又は予め審議会の指定を受けたときは、会長は、審議会の権限に属する事項を専決処分することができる。

3 前項の処分をしたときは、次の審議会に報告し、承認を得なければならない。

第10条 議事は議決に加わることができない委員を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

第11条 採決は、起立の方法による。ただし、議長は必要と認めるときは、起立の方法を用いないで、記名又は無記名の投票によることができる。

2 議長は、委員中に異議がないときは、前項の規定によらないで採決することができる。

第12条 審議会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、会長が審議会の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

- (1) 富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第7条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して審議する場合
- (2) 公開することにより、審議会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

第13条 議長は、会議録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

第14条 会長の印を、次のように定める。

長	学	富
之	校	山
	審	県
	議	私
印	会	立

第15条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

#### 附 則

この規程は、知事の承認を経て審議会在定めた日（昭和25年4月13日）から施行する。

#### 附 則

この規程は、知事の承認を経て審議会在定めた日（昭和63年4月1日）から施行する。

#### 附 則

この規程は、知事の承認を経て審議会在定めた日（平成14年4月1日）から施行する。

#### 附 則

この規程は、知事の承認を経て審議会在定めた日（平成27年1月20日）から施行する。